（削る）

第三十六条		
第二条及び	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び	
第二条第一項	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項	
法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六	
法第百二十条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十四条の七第一項	
第三十五条第一項	附則第十三条の二	
第百二十一条第一項	附則第十四条の二第一項	

（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第十五条　平成二十七年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の二第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の三第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の三第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の三第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	